

高齢運転者事故防止対策補助金 Q&A

	区分	疑義	回答
1	補助対象者	75歳はいつの時点の年齢か	令和2年3月31日時点で75歳以上であれば対象である。
2	補助対象者	運転免許証の写しはいつの時点で有効なものである必要があるか	申請時点で有効な運転免許であれば、足りる。
3	補助対象者	家族が設置した場合でも対象となるのか	補助対象外 補助対象者は75歳以上の高齢運転者のため、家族が設置した場合は対象外である。 ※高齢者で運転する人の制度であり、来店が出来ないような人であれば、そもそも運転は困難なはずである。
4	補助対象者	家族が代理で申し込んだ場合でも対象となるのか	家族が高齢者の代理であると取扱店が判断したのであれば、補助対象となる。 この場合、代理のため、申込者は高齢者となる。 ただし、取扱店は設置者(=高齢者)に装置の取り扱いを十分説明することとなっているので、一度も本人が来店しないという事はあり得ない。
5	補助対象者	もうすぐ自主返納をしようと考えているが、それまでの間だけ設置したい。	今後も運転する人が対象であり、設置後、1年間6か月は運転する見込みのある者が対象としており、申請書の誓約事項にもその旨の記載がある。 ※あくまで見込みであり、実際にその期間内に免許返納をした場合も補助金の返還等は不要
6	補助対象者	運転免許証の住所と実際の住所が異なるが、申請できるか。	不可 運転免許証の写しで本人確認をするので、住所変更をした後で申請となる。
7	補助対象装置	どのような装置は補助対象か	急激なアクセル操作に対し、加速を抑制するものが対象である。 ただし、加速する場面で装置が作動しないよう、車内装置で機能をOFFできるものか、障害物を検知するセンサー等と組合わせたものが対象である。 対象となる装置で、代表的なものとして、以下のものがある。 ペダルの見張り番Ⅱ(急発進抑制タイプ・オートバックス)、 S3-driveシステム(急発進抑制タイプ・イエローハット外) 踏み間違い加速抑制システム(障害物感知タイプ・トヨタ自動車) つくつく防止(障害物感知タイプ・ダイハツ自動車)
8	補助事業	装置を購入して、自分で設置しても補助対象となるか	補助対象外 購入だけではなく設置も販売店等で行う必要がある。 ※個人で設置した場合、客観的に設置した車の特定ができないほか、設置に伴う不具合が生じる可能性が高くなるため
9	補助事業	装置を通販で購入して、整備店で設置した場合は補助対象となるか	購入と設置はセットであり、補助対象外 装置については、それぞれ特性があり、使用方法や注意事項を理解していないと却って事故が起きるおそれがある。 通販等での販売は、使用方法等を十分に説明したとは考えられない。 不具合時の責任の明確化という観点からも、対象外とする。
10	設置車両	家族の車に設置した場合も補助対象か	補助対象 高齢者が主に運転している車が家族(他人でも可)の車である場合は補助対象である。 ただし、あくまで装置の設置(費用負担)は高齢者であることが条件である。 なお、その場合は、所有者にも誓約書を提出してもらう必要がある
11	設置車両	家族の車に設置する場合、高齢者がどのくらいの頻度で運転していれば、補助の対象となるのか。	補助対象者の運転頻度は補助対象の要件ではない。 極端な話、高齢者が月に1回しか運転しない場合でも、運転する際にはその車両を使用するのであれば、補助対象となる。
12	設置車両	リース車両も補助対象か	補助対象 ただし、リース契約上、1年6か月以内にリース契約が消滅し、必ず高齢者が返却する必要がある場合は、対象外である。 ただし、あくまで装置の設置(費用負担)は高齢者であることが条件であり、リース業者からは誓約書を提出してもらう必要がある

13	設置車両	業務に使用している車も対象か	車検証で事業用は対象外 事業用は、自動車運送事業の用に供する自動車であり、車を使用し運送事業を営むことにより明らかに経済的な利益を得ているため、その利益で設置すべきであることから補助対象外としている。
14	設置車両	車検証が事業用でない場合でも、業務用として使用している車もあるが、それは対象か。	補助対象 車検証で事業用でない個人名義の車の場合、仮に会社名等が表示している車であっても、業務用以外にも使用していることを否定できないため、補助対象とする。 なお、業務用等で複数の車を所有している場合について、1人1台限りとするにより一定の歯止めをかけている。
15	設置車両	2台の自動車を運転しているので、2台目とも補助となるのか。	2台目は補助対象外 今回の制度は、高齢でも諸事情で車を運転する必要がある高齢者を対象としている。 2台目も所有する高齢者は一定の資力を有していると思われるので、2台目については自己負担で設置するよう考えている。
16	設置車両	車検証の所有者と実際の所有者が異なるがよいか	所有権の留保以外の場合は不可 車検証で車の所有者を確認し、設置にかかる誓約書を提出してもらうこととなる。名義変更前であれば、実際の所有者がどうか確認のしようがないため、名義変更をしてから申請となる。
17	設置車両	車の所有者(本人を含む)が手続きをしておらず車検証は移転前の住所となっているがよいか	車の所有者の住所変更が分かる書類が必要 車検証で車の所有者を確認するので、住所が一致していないと本人であると特定できない。 運転免許証で移転前の住所と移転後の住所の記載があれば、それで事足りる。 そうでない場合は、車両番号(ナンバー)と納税者の氏名及び変更後住所が記載されている自動車税・軽自動車税の納税の領収書・口座振替や車の所有者の変更前と変更後の住所が分かる住民票の写しを添付が必要となる。
18	設置車両	車の所有者の住所(又は車検証の使用上の住所、使用の本拠)等が、申請者の住所から遠距離でもよいか	補助対象 実態として、その車を高齢者が使用しているのであれば、補助対象である。
19	設置車両	設置車両の所有者が納税証明を出してくれないがよいか	納税されていると確認出来ないため補助対象外 高齢運転者に対する補助であるが、車両の所有者にも装置が設置されることにより一定の便益があると考えられる。そのため、税金で補助する以上、その対象である設置車両に滞納があることは認められない。
20	設置車両	自動車税等の納税証明書はいつのものが必要か	最新の納税証明書が必要である。 原則として、受付から令和2年5月31日までの申請は令和元年度の納税証明書、6月1日からは令和2年度の納税証明となる。(令和2年5月の上旬から納税可能となるため、その場合は令和2年度の納税証明書でも可)
21	設置車両	自動車税等の領収書のあて名と現在の車検証上の所有者が異なるがよいか	問題ない。 納税後に名義変更をしていることもありうるため。
22	補助対象装置	安全装置パッケージ装着者として別グレード扱いとなっている場合は補助対象か	補助対象外 主要整備表でパッケージ装着者として別グレード扱いとなっている場合は、そのグレードでは標準装備となることから補助対象外 [セーフティパッケージ車等の名称で主要整備表に記載されている場合]
23	補助対象経費	オプションで、他の装備等とセットでしか設置出来ない場合の設置費用はどのように算出したらよいか。	メーカーの設定で他の装備とセットでしかオプションの設定がない場合は、セット全部を装備するのに要する費用となる。
24	補助額	購入及び設置費用が22,000円以下の場合でも22,000円もらえるのか。	22,000円を下回る場合はその額の千円未満を切捨てた額となる。 ※支払った以上に補助することはあり得ないため
25	補助額	設置店が値引きした場合の補助金はいくらもらえるか	購入又は設置に要した費用(補助対象経費)は値引き後の額となる。 この額が22,000円以上の場合、22,000円を下回る場合はその額の千円未満を切捨てた額となる。

26	取扱店	取扱店に条件はあるか	設置を行うため、自動車整備の認証工場である必要がある。
27	取扱店	取扱店は他府県の店舗・工場でもよいか	近隣府県の店舗でも可とする。 不自然に遠方な店舗は不可